

## 第844回

### 宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年11月26日（金曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（14名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番（欠番）
7 番 澤田 誠規	8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧		

---

2 番 保田 稔	4 番 井垣 水里	6 番 山本 大
5 番 佐藤 千春	7 番 浦田 久永	

4. 欠席者（3名）

11 番 羽賀 大透	1 番 松本 功	3 番 川島 照久
------------	----------	-----------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局主査	中田 真由
産業振興課 農業振興係長	舛谷 心悟		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第3号	農地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

- 議長 これより、第844回宿毛市農業委員会の会議を開会します。  
「議事録署名委員」の指名を行います。8番 西山 成彦 委員、9番 小島 久司 委員にお願いします。  
(なお、11番 羽賀委員、1番 松本委員、3番 川島委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)
- 議長 議事に入ります前に、事務局から報告があります。
- 事務局長 このたび、宿毛市農業委員会から3名（濱田委員、松本委員、浦田委員）が、永年勤続表彰を受賞されましたのでここに報告いたします。これは高知県農業会議が定める、永年勤続農業委員等ならびに職員表彰に関する内規に基づき、農業委員等として通算10年以上務めた方が対象になるものです。  
先日、22日（月）高知市で開催されました、令和3年度会長・事務局長会議の席上、高知県内の農業委員等該当者16名が表彰され、当日は3名の委員の代わりに、岩本会長が表彰状の授与を受けております。3名の委員の方におかれましては今後も引き続き、農業振興および農地利用の最適化に尽力し、地域農業の発展に貢献いただきたいと思います。おめでとうございます。また、令和2年度情報提供活動事業部門において、昨年に引き続き、宿毛市農業委員会が受賞しましたので、あわせて報告いたします。  
以上、事務局から永年勤続表彰の報告でした。3名の委員さん、本当におめでとうございます。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。  
受付番号14番。場所は2ページに位置図をつけております。  
大字芳奈、道の川地区です。国道56号線の芳奈口から県道353号線を北に進み、道の川地区集落付近の農地のうちの1筆になります。  
譲受人は譲渡人から農地を借りて、耕作しておりましたが、譲渡人が遠方在住で高齢であることもあり、今回譲受人に譲り渡すことになりました。

取得後は水稲を作るとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号15番。場所は3ページに位置図をつけておりません。

大字石原、小三原地区です。小三原地区の中の農地のうちの5筆です。

父から娘への贈与で、贈与後は水稲を作るとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号16番。場所は4ページに位置図をつけておりません。

大字和田、旧松田川小学校より600mほど北に進んだところにある、十字路の周辺にある農地のうちの3筆です。

父から長男への贈与で、取得後は季節野菜を作る予定とのこと。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上3件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号14番について、芳奈地区担当の澤田委員から説明をお願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに14番朗読】

前回出た、●●さんのお兄さんで、これももう一緒に兄弟で譲受人に買ってくれということで、話が出ていて、その時に聞き取りをしております。よろしく申し上げますとのこと。

○議長 続きまして、受付番号15番について、石原地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに15番朗読】

11月20日に浦田さんと二人で、別件で非農地が出ましたので、現地で確認させてもらいました。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号16番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに16番朗読】

11月20日、現地確認をしております。譲渡人に連絡を取りたかったのですが、お留守で確認は取れなかったのですが、松本委員に電話できいてもらったら、事故かなんかで入院されているということでありましたので、譲渡人には直接連絡を取りませんでした。息子さんの譲受人に11月20日に電話連絡を取っております。間違いないので、よろしくお願いますとのことです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○小島委員 ちなみに芳奈の売買の価格はありますか。教えてかまんものやったら。

○事務局員 芳奈の方は10a当たり20万円で、この面積だと17万4千円です。

○小島委員 分かりました。ありがとうございます。

○議 長 どうでしょう。なければ採決入らせてもらいます。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。  
議案書は5ページになります。申請件数は2件、新規1件、再設定1件です。

受付番号47番について、ご説明いたします。新規設定です。

場所は大字戸内、平田小学校から戸内川沿いに西に進んだところに広がる農地のうちの1筆になります。

こちらの農地は令和3年9月30日付けで貸付人が時効取得したものです。前所有者と高知県農業公社との間で利用権の設定がされており、引き続き土地を利用するため、現所有者との間で新たに利用権の設定を行うものです。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

なお、利用権の終期が令和11年9月9日となっているのは、前所有者との利用権設定の終期に合わせたためです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号48番。再設定になります。

場所は大字宿毛、田村内科クリニックの東側に広がる、与市明川沿いの農地のうちの1筆です。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

以上2件、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号47番について、戸内地区担当の私より説明をいたします。

○岩本委員 **【議案書をもとに番号47番朗読】**

1か月半くらい前に、高知県農業公社の幡多担当の上岡さんと貸付人と一緒に会い、この書類を作りました。それに当たって、貸付人の取得した土地なのですが、親戚の●●さんという人が持ちよって、そこに既に平田の百姓屋の利用権設定も済んじょったんですが、書類上10年くらい前にもう贈与を受けちよって、もう済んだことやけんしょうがないがやけど、勝手に登記を済ましちよって、10年超えているので農業委員会に出す必要がないということで、貸付人は会計事務所してますんで、詳しいんでこ

ういう話になりました。以上です。

○議長 続きます、受付番号48番について、鷺洲地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 **【議案書をもとに番号48番朗読】**  
貸付人の奥さんと、借受人の奥さんの元農業委員さんに電話で確認をしました。再設定ということもありますが、10年以上作っている実績もありますので、特に問題ないかと思えます。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。  
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第2号」2件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 舩谷係長 入場)

○会長代理 続きます、議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○会長代理 なお、議案第3号について農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限のため、岩本委員の退席を求めます。

(岩本農業委員 退室)

○会長代理 産業振興課 舩谷係長より議案の説明をお願いいたします。

○産業振興課 舩谷係長

舩谷です。よろしくお願いいたします。それでは6ページをご覧ください。議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」説明いたします。議案第2号の「宿毛市農用地利用集積計画について」で承認をいただきました、平田町戸内の1筆につきまして、借受選定理由書で最も優先順位の高い農事組合法人平田の百姓屋を借受者として設定するものです。なお、こちらの1筆につきましては既に利用権を設定していた農地でありまして、先ほど事務局の方から説明があったかとは思いますが、こういった事情により新たな利用権設定を行うものです。よろしくお願いいたします。

○会長代理 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○会長代理 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○会長代理 これより採決をいたします。

議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○会長代理 異議なしということですので、「議案第3号」1件は、市に答申することに決しました。舩谷係長ありがとうございました。

○小島委員 すみません。ここの借受選定理由書の希望者のところが、まあいうたら

よ、死亡したとか病気で出来なくなったとかあるけん、もしあれやったら●●さんらも死亡したし、面積も小さくしちょうけん、●●さんも実際息子さんになっちょうやんか、そんなところ、どっちが担当でしちょうか分からんけんど、ちゃんとしちょうかんと。お願いします。

○産業振興課 舩谷係長

分かりました。ありがとうございました。

○会長代理 岩本委員の入室を許可します。

(岩本農業委員 入室・舩谷係長 退室)

#### (協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはいります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

最初に、受付番号18番の案件から入りますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限のため、澤田委員の退席を求めます。

(澤田農業委員 退室)

○事務局長 それでは、事務局から非農地証明についてご報告いたします。

先ほどご報告有りましたように、18番から説明させていただきます。

議案書は7ページです。申請場所 所在地 山奈町芳奈 登記地目 畑3筆。位置図につきましては議案書の一番最後のページ、11ページにつけております。今回の非農地証明の18番から22番についての5件、9筆、こちらについてまずは概要を説明いたします。こちらの申請はいずれも願人から委任を受けた四万十市の曾根行政書士から申請書が提出されております。

そのうち、受付番号19番、20番、22番の3件、5筆については、今後太陽光発電施設の設置計画があることから、非農地証明願に伴う隣接地関係者同意書につきましても提出されておりますことを申し添えます。

また、今回説明します18番、続く21番の2件、4筆につきましては、太陽光発電施設の直接の設置場所ではありませんが、現況の状態や今回の計画を踏まえ、あわせて非農地証明の申請をするものです。

受付18番の内容に戻りますと、場所は県道橋上平田線、芳奈地区、県道から集落へ入った小高い場所にありまして、こちらにつきましては平成15年ごろから耕作放棄により山林化しており、現在に至っております。

受付番号18番の内容については、以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 続きまして、受付番号18番について、芳奈地区担当の佐藤委員より説明をお願いいたします。

○佐藤委員 【議案書をもとに番号18番朗読】  
確認は取れております。よろしくお願いたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
受付番号18番の非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

○議 長 澤田委員の入室を認めます。

(澤田農業委員 入室)

○議 長 続きまして、受付番号16番から18番を除いた他の説明をお願いいたします。

○事務局長 再び事務局です。それでは残りの非農地証明について、受付番号16番から順番にご報告いたします。

はじめに、受付番号16番。議案書は7ページです。申請場所 所在地 小筑紫町石原 登記地目 田2筆。位置図は9ページにつけております。

場所は、小三原地区、地区内にあります農地のうちの2筆です。

こちら平成15年頃耕作放棄し、いずれも原野化しており現在に至っております。

続きまして、受付番号17番。申請場所 所在地 橋上町橋上 登記地目 田2筆。10ページに位置図をつけております。

場所は、主要道宿毛津島線、橋上地区、県道から宿毛建設資源利用協同組合の最終処分場へと通じる道路沿いです。耕作放棄地となっており、平成元年頃より竹藪となっており現在に至っております。

9月定例会にて同様の申請がありましたが、その隣接地になります。

なお、今後の利活用については、現在、申請地の向かい側に組合が所有する既存の沈砂池があります。本申請地の西側にも組合が所有する土地があり、今回の非農地証明許可後、売却を経て、申請地とあわせて新たに沈砂池を設置する計画がありますので申し添えます。

続きまして、19番から22番まで順番に説明いたします。

受付番号19番。申請場所 所在地 山奈町芳奈 登記地目 畑3筆。11ページに位置図をつけております。

場所は、県道橋上平田線、芳奈地区、県道から集落へ入った小高い場所、先ほど受付番号18番で説明しておりますが、その付近一帯となります。

なお、今後の利活用について、本申請地は、太陽光発電施設の設置計画である、周辺の農地5筆のうちの1筆になります。

続きまして、受付番号20番。申請場所 所在地については同様となりますので、省略させていただきます。

こちらにつきましても、太陽光発電施設の設置計画である周辺の農地のうちの3筆になります。

続きまして、ページ変わりました8ページ、受付番号21番。場所については同様となります。こちらにつきましても、申請地の向かい側に太陽

光発電施設の設置計画があります。本申請地は隣接地に当たり、設置計画の同意を求めらる中で非農地証明を申請することとなりましたので、申し添えます。

続きまして、受付番号22番。申請場所は先ほどと同じ場所になります。平成15年頃から耕作放棄しており、原野化して現在に至っております。

なお、利活用にしましては、先ほどから申し上げているように、太陽光発電施設の設置計画である周辺の農地のうちの1筆になります。

こちらにつきましては、申請地の向かい側に太陽光発電施設の設置計画がありまして、本申請地は隣接地に当たり、設置計画の同意を求めらる中で、非農地証明を申請することとなりましたので申し添えます。

最後に、受付番号22番。申請場所は先ほどから同様の場所となります。平成15年頃から耕作放棄により、原野化しており現在に至ります。

なお、今後の利活用につきましては、本申請地は、太陽光発電施設の設置計画である、周辺の農地5筆のうちの1筆になります。

なお、申請地の隣接土地のうち、452番、454番1、454番2、472番の4筆について、土地名義人兼相続人である●●●●氏に電話連絡を取ったところ、同意等得ることができませんでした。同意等得ることができなかった理由については、現在●●さんが沖縄に移住しており、現在の芳奈の土地の様子が分からないこと、よって、土地所有者である申請人が土地を売却することについては問題が無いこと、また太陽光発電施設の設置であれば、土地の形状を変えることなく利用できるだろうから問題も生じないであろうということ、あと自分の土地に影響が出ないよう、境界に変更を加えることがなければ何も言うことはない、と以上のことから書類を送られても返信できないので、この電話で同意したことにしてほしいという内容で事前にやり取りがなされており、同意書の代わりに非農地証明願にはこの内容が付された上申書が添付されておりますので申し添えます。

以上今回の非農地証明はこのような内容になっております。いずれも農地への復帰は困難かと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長　　続きまして、受付番号16番について、石原地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

- 寺田委員           **【議案書をもとに番号16番朗読】**  
11月20日に現地を確認いたしました。申請理由のとおりです。という判断をしました。以上です。
- 議 長           続きまして、受付番号17番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。
- 寺田委員           **【議案書をもとに番号17番朗読】**  
先ほど事務局からもありましたように、これは前回も出ましたけど建設資源が、この前の熱海での盛土の関係で落ちたいうんで、資源があこに向いて洪水調整池を作るいうことで、長さ80m、幅46m、大きなハウスで。それに左側に資源が買うてる間は、なんぼもまだ残っている。また次も次も何回出るか分からんけど。一遍には出せんがか言うたら、色々あるいうことで、今回出ました。現状見ても問題ないと思うのでよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長           続きまして、受付番号19番から22番について、芳奈地区担当の佐藤委員より説明をお願いいたします。
- 佐藤委員           **【議案書をもとに番号19番から22番朗読】**  
申請理由と間違いありませんのでよろしく申し上げます。
- 議 長           事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 澤田委員           後で現場の写真が出てくるかと思いますが、すごい草になりまして、我々としても火災等から次は何軒丸焼きになるか分からんいうくらいになっております。そういうことで、どうぞ太陽光でもなんでもええけん、草を刈れるようなことにしてくれという風に話しをしました。竹藪は私のところでは陰になるけん、買うてもらいました。平成15年頃からずっと耕作放棄です。以上です、よろしく申し上げます。
- 寺田委員           申請理由、平成15年がずっと続いちゃうね。
- 小島委員           皆同じ代書屋に頼んじょうけん、皆一緒ね。

- 山口委員 　　いつから放棄したか分からんけんね。
- 事務局長 　　すいません、それ以上ありません。
- 小島委員 　　向こうがこれで出してきちょうけんね。
- 澤田委員 　　私のは60年以上です。
- 議　　長 　　ほかにありますか。なければ採決入ってよろしいでしょうか。
- 議　　長 　　これより採決をいたします。  
受付番号18番を除いた非農地証明6件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」との声あり）
- 議　　長 　　異議なしということですので、非農地証明6件は、証明することに決しました。
- 議　　長 　　**（下限面積の設定について）**  
続きまして、宿毛市の農地の下限面積の設定について議題といたします。  
宿毛市の下限面積については、平成21年の農地法改正時に「30a、ただし、沖の島地区については10a」と設定しております。この下限面積の設定については、毎年、委員会会議にて適切かどうか確認する必要がありますので、協議いたします。  
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局員 　　事務局から、宿毛市の農地の下限面積の設定についてご説明させていただきます。配布しております資料1をご覧ください。  
こちらは例年のこととなりますが、農地の下限面積については、農地法第3条第2項第5号で決められており、簡単に申し上げると、農地を取得する場合には、北海道は2ha、都府県では50aの面積を既に所有している方、または、新たに所有する方でない、農地を取得することはできないというものです。  
さらに、この法律の中では、農業委員会が農林水産省令の基準に従って

であれば 50a ではなく「別段の面積」を決められる、ということになっており、宿毛市ではそれに基づいて沖の島が 10a、それ以外は 30a と決めているところです。農林水産省から、この「別段の面積」については毎年会議にて確認し公表することとされているため、変更がないと思われる場合であっても、年に一度協議をお願いしております。以上のことから、引き続き、沖の島地区を 10a、それ以外は 30a としたいと考えております。

なお、近隣市町村は全て 30a となっておりますのであわせて申し添えます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「現状でいいです」との声あり)

○岩本委員 なければ1件、僕の方からよろしいでしょうか。先日高知の方で会がありまして、下限面積の話も出てまして、香美市やったか香南市やったか忘れましたが、古民家を買ったときに、付属して畑とかがちよびつとある、ついてきた、いう分があるんですよ。その分はまあもう例外を認めちゃったらええがやないかという意見が出て、香美市の方では普通の農地とは別枠でこれから考えていこう、という意見が出てますが、宿毛市もどうでしょうか。よその市町村の例ができたならやりますか。それとも今まで通りそこは認めんといきますか。

○小島委員 けど、実際売買った時に、畑ついちよつたらついちよらね。もう売る人も買う人もしょうがないやんかね、実際のところ。

○議長 畑としては買えんがよね。

○澤田委員 芳奈でこういう事例があったがやけど、それは非農地にしてもろうたね。

○小島委員 それは状況にもよるろう。結局そのまま受け継いで買って、家庭菜園で作りたい人は作らね。

○澤田委員 けんど、買えんけんそこだけ残すわけにもいかん、いうことやったろうと思うけど。

- 小島委員      このあるやつの、裏ページの②規則第17条第2項(10a未満)いうが  
んあるじゃないですか。これを適用するわけにはいかんがかい。  
    これは別のもんで、いうたらこういう感じのもんで、付属する土地とい  
うもんで、そのまま認めたらかまんと思うがやけど、自分らは。それはな  
かなかせられんいうたら。申請する人もないろうけんどね。ないろうけど。
- 寺田委員      それは別地番ということですか。
- 議 長      別地番。
- 寺田委員      おそらく、税務課も作成して課税すると思うけど。
- 議 長      非農地にしたらええやんかいう話やけど、そのとききれいな農地やったら  
ならんわね。
- 西山委員      あんまりそこまで窮屈なことはせんでも、今のご時世に、それは大事か  
もしれんけど、特別に田んぼの売買するとかいうたら別として、そこまで  
窮屈に考えることないがやないろうかね。
- 小島委員      ついちよるもんをそのまま来たら、ただ、課税としたらその人に畑が移  
ったいうだけよね。
- 西山委員      買いたい人は買いたいらうけんね。土地の動きが出来んやんか。
- 山本(大)委員 条件によったら、畑を買うという条件で売りますということもあるがやけ  
んね。共通で売買の成立がなされんということになったら、非常に問題に  
ならね。
- 小島委員      税金については問題ないけんど、農地の売買についての話をしよるだけ  
やけん、ここはね。
- 浦田委員      山でぼったり売るがに、そこに家庭菜園用の畑があったの。買う人は農  
業者じゃない人で、こりゃどうするがやろういうことで。立ち合いで判断  
してくれと。けんど家庭菜園的な畑やけん。これはもう、これは山のちょ  
っと上の方やけん、部落の人にも何にも迷惑をかけん。放たくったら山林  
になるだけやけんいうて、これ無視して今までの状態で売ったらええがや

ないかいうがで、私らはそのまま判断して、そのまま。

○寺田委員       それは人地やねえ。

○議    長       話がそれていきますんで、あれにしますけど、この件については他の市町村の動向を聞いて報告させてもらいますので、とりあえずどうでしょう、現状通りの 30a、沖の島は 10a でどうでしょうか。

○議    長       それでは、これより採決いたします。  
宿毛市の下限面積については、別段の面積の基準 農地法施行規則第 20 条に基づき協議した結果、別段の面積として「30a、ただし、沖の島地区については 10a」と設定することに決しました。

**(報告事項)**

○事務局員       **(①耕作放棄地解消へ向けた取り組みについて)**

押ノ川の耕作放棄地についてですが、取材が入り、11月18日の日本農業新聞に掲載されました。また、宿毛市のホームページ、インスタグラム、高知県農業会議のホームページにも掲載しました。インスタグラムにはコメントもいただき、特に近隣の方に活動を知っていただくきっかけになったのではないかと思います。これからも、農業委員会の活動について、広報活動に努めていきますのでよろしくお願いいたします。

○事務局員       **(②次回会議の日程(12月20日(月)、活動記録簿の提出について)**

次回定例会の日程についてお知らせいたします。12月20日(月)開催の予定です。提出議案の締め切りは11月18日(木)、議案送付は12月13日(月)の予定です。

また、次回定例会時に活動記録簿の提出をお願いいたします。8月から11月までの4カ月の点検を行います。皆さまから提出いただいた活動記録簿は点検後、後日郵送にて返却いたします。

なお、毎年末に次の年の活動記録簿をお配りしておりますが、来年の活動記録簿ができるのが来年の3月ごろとの連絡がありました。新しい活動記録簿が届くまでは引き続き今年の活動記録簿をご利用いただきますようお願いいたします。

○議    長       他に何かありませんか。

- 澤田委員 前回、人・農地プランの地区懇談会についていうてあったけど、あれはどうなったが。
- 事務局長 それにつきましては。前回一覧表で、このような計画でご提案させてもらいましたが、この後岩本会長と打ち合わせするんですが、予定としましては平田地区を皮切りにというところまでのご案内しております。その平田地区の日程を今日この後詰める予定です。その後、こちらの案としては、続いて澤田委員さん、芳奈の方に入る予定をしておりますので、その際には事前に調整等あると思いますので。
- 会 長 12月もとられんろうね。
- 事務局長 そういう感じで計画を立てていくようにしておりますので。
- 澤田委員 どこでも？
- 事務局長 またちょっとご相談させてください、澤田委員さん。
- 澤田委員 いや、実は、スケジュールが。早う決めてもらわんと。
- 事務局長 すみません。
- 議 長 なければ最後にもう一点。来月の末に今年最後の定例会がありますが、今コロナが終息しておりますので、忘年会を開こうと思っておりますが、どうでしょうか。
- 西山委員 会長と事務局長にお任せします。
- 議 長 かまいませんか。
- 西山委員 やるとなれば、是非喜んで参加させていただきます。
- 議 長 その分の連絡は、議案書の提出までに一度はかったほうがええろうね。
- 事務局長 そうですね、新型コロナの状況については、連日報道されておりますが、

県下では現在13日連続感染者は出ておりません。隣県では2名でておりますが、できる限りの対策を取って経済活動を回しておりますので、支障のない範囲で対応を検討しながら。去年の話が出ておりますが、11月2回目の会の後にやった直後に、本市の職員8名が濃厚接触者になるという、すごいタイミングでした。あれから1年経ちました。繰り返しになりますが、慎重に判断をしてその際には事前に相談したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長　　そういうことですので、その前後には決めてお知らせしたいと思います。

議長            それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第844回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年11月26日

会長 岩本誠司

農業委員

西山成彦

農業委員

小島久司